

新 介護保険事業状況報告 (令和 年度) (様式2の7)	旧 介護保険事業状況報告 (令和 年度) (様式2の7)
保険者番号 : □□□□□□■ 保険者名 : _____ 2. 保険給付決定状況(続き) (3) ー1 高額介護(介護予防)サービス費 ① 令和3年4月支出決定分から令和3年8月支出決定分 ア 利用者負担第四段階	保険者番号 : □□□□□□■ 保険者名 : _____ 2. 保険給付決定状況(続き) (3) ー1 高額介護(介護予防)サービス費 ① 令和3年9月支出決定分から令和4年3月支出決定分 ア 利用者負担第四段階
ア 利用者負担第四段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 イ 利用者負担第三段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 ウ 利用者負担第二段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 エ 利用者負担第一段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 オ 合計 件数 世帯合算 その他 計 給付費	ア 利用者負担第四段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 (ア)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅲ) 件数 世帯合算 その他 計 給付費 (イ)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅱ) 件数 世帯合算 その他 計 給付費 (ウ)利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅰ、一般) 件数 世帯合算 その他 計 給付費 イ 利用者負担第三段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 ウ 利用者負担第二段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 エ 利用者負担第一段階 件数 世帯合算 その他 計 給付費 オ 合計 件数 世帯合算 その他 計 給付費 (3) ー2 高額介護(介護予防)サービス費(年間上限) 件数 世帯合算 その他 計 給付費

介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の適正な交付並びに財政安定化基金の運営について

(1) 介護給付費財政調整交付金における不適切事案について

① 会計検査院指摘分

会計検査院が、平成28年度から令和2年度までの間に交付された介護給付費財政調整交付金について実地検査を行った結果、4県9保険者において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付（52,477千円）され、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、所得段階別加入割合補正係数の算出の誤り（具体例：各所得段階人数の集計を誤って所得段階別被保険者数を記載）や、調整基準標準給付費の算出の誤り（具体例：高額医療合算介護（介護予防）サービス費の過大計上、重複計上）などによるものである。

② 各保険者自主点検分

会計検査院の会計実地検査とは別に、毎年度実施をいただいている過去5年度分の各保険者自主点検分による再確定処理については、46都道府県の349保険者において、介護給付費財政調整交付金が会計検査院による指摘と同様の理由により過大（275,836千円）に交付されていることも判明した。

③ 不適切事案の主たる要因

これらのような事例は、制度創設からこれまでの間、例年発生しているところであり、指摘事項の大半は、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤り、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りや様式帳票への転記ミスなどといったケアレスミスによるものとなっており、関係法令や交付要綱等を理解していないことや数値等の確認が不十分であったことが、その主たる要因となっている。

また、従前から介護保険事業状況報告等を活用し、数値等の検証を十分行うよう指導しているところであるが、会計検査院から指摘を受けたり、自主点検分による再確定処理が発生したりした都道府県においては、それを怠っていることが認められたところである。

④ 今後の課題

各都道府県におかれては、介護給付費財政調整交付金の各種係数の算定方法や誤りやすい事例などについて、各保険者を集めた事務研修会や勉強会の開催などを通じて、制度に対する十分な理解を促していただくとともに、介護保険事業状況報告等から、大きく異なる点がないかといった確認・検証について、国からも比較表を示しているにも係わらず、確認をしていない保険者も見受けられるため、保険者自らが確認を行うことはもとより、都道府県におかれても確認・検証を行うなど、各保険者に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(2) 不適切事案を防止するための対策について

① 簡易シートの活用

介護給付費財政調整交付金の制度への理解と事務処理軽減の一助として普通調整交付金を簡易に算定できるシート（以下「簡易シート」という。）（別添. 1 及び別添. 2）を作成し、別途配布することにしていただいているので活用いただきたい。

② 研修会及び勉強会の活用

都道府県が管内各保険者を集めた研修会や勉強会を開催するにあたっては、国としても講師の派遣や資料提供などの協力依頼について、今後もできる限り対応していきたいと考えているので、ご相談いただきたい。

③ 研修会及び勉強会の内容

例えば、「介護保険財政の適正な事務処理について」をテーマとし、国から派遣された講師作成によるレジュメを用いながら、各保険者職員に対し、「介護保険財政の現状」、「介護給付費財政調整交付金の目的と役割」という基本概念から始まり、簡易シートを活用した具体的な計算など、各事務担当者がどのような点についてミスを犯しやすい傾向にあるのか等の実例を用いながら、なるべくわかりやすく解説することが考えられる。

④ チェック体制の強化

令和2年度の交付において、保険者から国へ報告する係数を担当者が転記ミスした等の理由により数千万円の過小交付となった事案が複数発生した。担当者任せにすること無く、必ず管理者等が確認してから国へ報告するようお願いしたい。

(3) 介護給付費負担金について

保険者において、平成28年度から令和2年度までの間に交付された介護給付費負担金について、自主点検を行ったところ、「施設等分」と「その他分」の計上誤り等により、介護給付費負担金の算定に誤りがあることが判明した(計254)。

誤りの内容は、保険者が、介護給付費等のうち特定施設入居者生活介護費を「施設等分」と「その他分」とに区分する際に、「施設等分」に計上するところ、誤って「その他分」に計上したことにより、介護給付費負担金の額が過大となった等である。

各都道府県におかれては、今後とも介護給付費財政調整交付金と同様、適正な運用が図れるよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」(平成23年8月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)を参考に、管内保険者への適切な助言・指導に努めていただきたい。

また、令和元年度以降、事業実績報告に当たっては、審査支払手数料について「施設等分」と「その他分」とに区分して計上することとなる。詳細については、「令和元年度以降の介護給付費負担金の事業実績報告について」(令和元年9月5日付け当課事務連絡)をご参照のうえ、適切にご対応されたい。

(4) 各保険者の主な誤り事由について

参考までに、令和4年度における介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の会計検査院会計実地検査及び各保険者の自主点検における主な誤り事由(別添. 3)を添付するので今後の業務の参考にしていただきたい。

(5) 財政安定化基金の運営について

平成28年3月に会計検査院から、会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告(「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」)が行われ、厚生労働省に対して財政安定化基金の運営について、「厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること」等の指摘を受けたところ。

このため、当該指摘を踏まえ、「財政安定化基金の運営について」(平成29年3月15日付け介護保険計画課長通知)を発出したところであり、引き続き財政安定化基金の交付額の精算について、各自治体の実情等に応じて必要な措置を検討いただくようお願いしたい。

…「(別添.1)諸係数調報告数字(最終)」シートに入力をした補正係数等
 ……全国平均の補正係数等

調整基準標準給付費 × 算定省令第2条の算定式 × 交付割合 × 調整率 = 普通調整交付金算定額(確定額)

算定省令第4条の算定式 - (× ×) × = 交付割合

【後期高齢者加入割合補正係数の計算】

A= 0.4787 … (全国平均の前期高齢者割合) D= … (当該区市町村の前期高齢者割合) X= 4,279 円 … (全国平均の前期高齢者一人当たり給付費)
 B= 0.3441 … (全国平均の85歳未満後期高齢者割合) E= … (当該区市町村の85歳未満後期高齢者割合) Y= 17,976 円 … (全国平均の85歳未満後期高齢者一人当たり給付費)
 C= 0.1772 … (全国平均の85歳以上後期高齢者割合) F= … (当該区市町村の85歳以上後期高齢者割合) Z= 80,455 円 … (全国平均の85歳以上後期高齢者一人当たり給付費)
 (G)= 0.0441 … (全国平均の前期高齢者の補正要介護等発生率) (H)= 0.1842 … (全国平均の85歳未満後期高齢者の補正要介護等発生率) (I)= 0.5901 … (全国平均の85歳以上後期高齢者の補正要介護等発生率)

○ 一人当たり給付費

$$\frac{0.4787}{\#DIV/0!} \times 4,279 \text{ 円} + \frac{0.3441}{\#DIV/0!} \times 17,976 \text{ 円} + \frac{0.1772}{\#DIV/0!} \times 80,455 \text{ 円} = \frac{\text{全国の平均水準}}{\text{当該市町村の水準}}$$

$$\frac{\text{D}}{\#DIV/0!} \times \text{X} + \frac{\text{E}}{\#DIV/0!} \times \text{Y} + \frac{\text{F}}{\#DIV/0!} \times \text{Z}$$

= $\frac{22.491}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!}$

○ 要介護認定率

$$\frac{0.4787}{\#DIV/0!} \times 0.0441 + \frac{0.3441}{\#DIV/0!} \times 0.1842 + \frac{0.1772}{\#DIV/0!} \times 0.5901 = \frac{\text{全国の平均水準}}{\text{当該市町村の水準}}$$

$$\frac{\text{D}}{\#DIV/0!} \times \text{(G)} + \frac{\text{E}}{\#DIV/0!} \times \text{(H)} + \frac{\text{F}}{\#DIV/0!} \times \text{(I)}$$

= $\frac{0.189}{\#DIV/0!} = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!}$

給付費十認定率 = $\frac{\#DIV/0!}{2}$ = $\frac{\#DIV/0!}{2}$

【所得段階別加入割合補正係数の計算】

$$1 - \left\{ \begin{aligned} & \frac{\text{②}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{①}}{\#DIV/0!} \times 0.50 \\ & + \frac{\text{④}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{③}}{\#DIV/0!} \times 0.25 \\ & + \frac{\text{⑥}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{⑤}}{\#DIV/0!} \times 0.25 \\ & + \frac{\text{⑧}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{⑦}}{\#DIV/0!} \times 0.10 \\ & - \frac{\text{⑩}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{⑨}}{\#DIV/0!} \times 0.20 \\ & - \frac{\text{⑫}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{⑪}}{\#DIV/0!} \times 0.30 \\ & - \frac{\text{⑭}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{⑬}}{\#DIV/0!} \times 0.50 \\ & - \frac{\text{⑯}}{\#DIV/0!} - \frac{\text{⑰}}{\#DIV/0!} \times 0.70 \end{aligned} \right\}$$

① (当該市町村の第1所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ② (全国平均の第1所得段階被保険者の割合)
 ③ (当該市町村の第2所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ④ (全国平均の第2所得段階被保険者の割合)
 ⑤ (当該市町村の第3所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ⑥ (全国平均の第3所得段階被保険者の割合)
 ⑦ (当該市町村の第4所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ⑧ (全国平均の第4所得段階被保険者の割合)
 ⑨ (当該市町村の第5所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ⑩ (全国平均の第5所得段階被保険者の割合)
 ⑪ (当該市町村の第6所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ⑫ (全国平均の第6所得段階被保険者の割合)
 ⑬ (当該市町村の第7所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ⑭ (全国平均の第7所得段階被保険者の割合)
 ⑮ (当該市町村の第8所得段階被保険者の加入率見込み平均)
 ⑯ (全国平均の第8所得段階被保険者の割合)
 ⑰ (全国平均の第9所得段階被保険者の割合)

=

令和4年度会計検査院実地検査及び自主点検における主な誤り事由

■ 事由 ■	件数 ()は、検査報告における 不当事項を再掲
【介護給付費財政調整交付金】	
調整基準標準給付費の算定誤り(高額介護サービス費の算定額誤り)	29 (1)
普通調整交付金交付割合の算定誤り(所得段階別被保険者数の計上誤り)	13 (1)
特別調整交付金の重複申請他による減免額の決定誤り	155 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護・予防給付費の計上誤り)	10 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(高額医療介護(予防)サービス費の計上誤り)	32 (0)
特別調整交付金の算定誤り(減免対象者数の計上誤り)	7 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(収入額の計上漏れ)	7 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(損害賠償金その他収入額の計上誤り)	9 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(収入額の計上誤り)	23 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護福祉用具購入費等の計上額誤り)	7 (0)
■ 事由 ■	件数 ()は、検査報告における 不当事項を再掲
【介護給付費負担金】	
「施設等分」と「その他分」の計上誤り	124
その他支出及び収入の計上誤り(控除すべき震災等被災者への減免額の計上誤り等)	134

※保険者の重複計上あり

(別添. 3)